

改正

平成24年4月1日告示第56号

平成25年4月1日告示第53号

平成28年4月1日告示第85号

金ケ崎町障害者等移動支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づく地域生活支援事業として、同項第3号に規定する移動支援事業を実施する事業実施者に対し補助金を交付することについて、金ケ崎町補助金交付規則（昭和42年金ケ崎町規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者等 金ケ崎町に住所を有し（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第19条第2項及び第3項に規定する支給決定にかかる居住地を金ケ崎町に有するものをいう。）、屋外での移動に著しい制限のある次のいずれかに該当する者とする。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（同条ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、身体障害者本人）で、視覚障害若しくは全身性障害（肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年省令第15号）別表第5号の1級に該当する者であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有する者又はこれに準ずる者）を持つ者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者

エ 上記に掲げる者のほか、町長が特に必要と認めた者

(2) 移動支援事業 障害者等が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通院に係る外出、通所施設等への通所、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出及

び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。) をする際に、次号に定める事業実施者の従業者が付添い、移動中の介護を行う事業をいう。

(3) 事業実施者 法第5条第2項に規定する居宅介護を行う事業を実施する法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者若しくは法第30条に規定する基準該当事業所であって、法第79条第1項第3号に規定する移動支援事業を行うものとして法第79条第2項の規定により都道府県知事に届け出た事業者をいう。

(4) 補助対象障害者等 移動支援事業を利用する障害者等で、当該事業に要した費用に係る補助金の対象となる者として町長が確認した者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3 補助金の交付を受けることができる者は、次により事業を実施する事業実施者とする。

(1) 法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令)に準じて諸手続等を行っていること。

(2) その他移動支援事業実施者として適切な運営管理を行っていること。

(交付対象者の申請等)

第4 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、障害者等移動支援事業実施申請書(様式第1号)に運営規程を添えて町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、内容を確認し、障害者等移動支援事業実施承認(不承認)決定通知書(様式第2号)により可否を通知するものとする。

第5 第4の規定により申請した事業実施者で、移動支援事業を中止しようとする者は、障害者等移動支援事業中止届出書(様式第3号)により町長に届出しなければならない。

(補助金の額)

第6 補助金の額は、事業実施者が実施する移動支援事業を補助対象障害者等が利用した時間に応じ、次の各号に掲げる区分により定める額に、別表に定める補助割合を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。)とする。

(1) 身体介護を伴う移動支援事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第169号。以下「算定基準」という。)の別表第1項イ各号に掲げる基準に準じて算定した額と同額

(2) 身体介護を伴わない移動支援事業 算定基準の別表第1項ハ各号に掲げる基準に準じて算定した額と同額

(補助対象障害者等の確認申請)

第7 移動支援事業を利用しようとする障害者等で、補助対象障害者等の確認を受けようとする者(障害児の場合はその保護者)は、障害者等移動支援事業利用に係る補助対象確認申請書(様式第4号)に世帯全員の市町村民税課税証明書(利用申請する時点で交付が受けられる最新のもの)を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、町長が公簿等によって世帯全員の課税状況を確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(補助対象障害者等の確認)

第8 町長は、第7に規定する申請を受けたときは、本人の身体及び精神の状況、介護者の状況、利用希望時間数及び利用目的等を勘案して、屋外での移動に著しい制限があるため、移動支援事業の利用が必要であり、移動支援事業の利用により自立した日常生活又は社会生活の促進が図られるものと認めるときは、補助対象障害者等として確認するとともに、次の各号に掲げる事項を認定し、申請者に対して障害者等移動支援事業利用に係る補助対象確認通知書(様式第5号)により通知するものとし、認めないときは、申請者にその旨通知するものとする。

- (1) 1月当りの補助対象利用上限時間数、(原則として1月に付き50時間。ただし、特段の事情により町長が必要と認める場合にはこの限りではない。)
- (2) 移動支援事業の利用について身体介護を伴う、伴わないの別
- (3) 補助基準額
- (4) 町の補助率

(利用開始)

第9 補助対象の移動支援事業は、補助対象障害者等(障害児の場合はその保護者)が障害者等移動支援事業利用に係る補助対象確認通知書を事業実施者に提示するとともに、利用契約を締結したうえで利用を開始するものとする。

(利用中止)

第10 補助対象の移動支援事業の利用を中止しようとする補助対象障害者等(障害児の場合はその保護者)は、事業実施者との利用契約を解除するとともに、障害者等移動支援事業利用中止届出書(様式第6号)に障害者等移動支援事業利用に係る補助対象確認通知書を添えて町長に届け出なければならない。

(補助金の交付申請等)

第11 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、補助金交付申請書(様式第7号)に移動支援事業サービス提供実績記録票(様式第8号)を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、内容を審査のうえ、相当と認めるときは交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第12 事業実施者は、補助金の交付の決定があったときは、補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに事業実施者に補助金を交付する。

別表（第6関係）

補助対象障害者等の世帯状況	補助割合
生活保護世帯	100/100
市町村民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯	100/100
上記以外の世帯	90/100